

平成 16 年 3 月 19 日

金融庁監督局保険課長  
池田唯一 殿

東京都千代田区外神田 5 - 2 - 1  
ティーペック株式会社  
代表取締役 板倉 清



「保険業法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について

当社は、会員サービスの充実の観点から、会員となった者に対して、対価を得て人の生死・負傷・疾病に関し一定の金額を支払う事業を検討しています。そこで、本件事業を行うことが無免許保険業に該当しないことを照会申し上げます。

1. 計画している新しい事業の具体的内容

検討している事業の具体的内容は、次の通りです。

企業その他の団体との契約によりその構成員に対して電話による健康相談及び医師紹介サービスを提供している当社は、現に行っている事業とは別範疇の事業として、新たに設立される「健康クラブ」が一般個人を対象とし所定の会費（入会金として 1,500 円程度、年会費として 4,000 円ないし 5,000 程度を予定）を徴収して提供する医療サポートサービスの取次業務を行う予定です。同健康クラブの個々の会員が受けるサービスの内容によっては、所定の会費のほかに料金を請求することがあります。この場合、会員となるべき者について、予め案内する会費を負担して予め案内する医療サポートサービスを受けることに賛同する者であること以外には、特に制限を設けません。

同健康クラブは、上記医療サポートサービスの提供につき会員となった者に対して、対価を得て人の生死・負傷・疾病に関し一定の金額を支払う事業を営みます。同時に、当社は、この事業についても取次ぎ業務を行う予定です。

同健康クラブが支払うことあるべき金額は、次の金額を限度としたいと考えています。

(1) 人の死亡・後遺障害に対しては、一人につき 2,000 万円

(2) 人の傷害・疾病による入院に対しては、一人一日につき 10,000 円

会員が上記の保障に対して支払うべき掛金の額は、上記 (1) の保障に対しては、40 歳前後の加入者について 1 年あたり 6 万円強、上記 (2) の保障に対しては、40 歳前後の加入者について 1 年あたり 4 万円強のレベルを予定しています。

## 2. 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項

保険業を行うことについて

保険業法第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項

## 3. 法令の適用の有無についての照会者の見解とその根拠

健康クラブが上記のように計画している「対価を得て人の生死・負傷・疾病に関し一定の金額を支払う事業」は、内閣総理大臣の免許を受けることなく行うことができると考えます。

また、ティーパック株式会社は、保険業法に違反することなく健康クラブとその会員との間において同事業の取次を行うことができると考えます。

そもそも保険業法第 2 条第 1 項において「この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。」と定義されているところ、同健康クラブの「対価を得て人の生死・負傷・疾病に関し一定の金額を支払う事業」は不特定の者を相手方とするものではなく、医療サポートサービスにつき会

員となるものを対象とするものであるから、当事業は「保険業」には該当しないと考えます。

#### 4. 照会者名、照会及び回答を公表することについての同意

照会者は、本照会における照会者並びに照会及び回答内容が公表されることについて同意致します。

以上